

右略中臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿皆以生筑紫絹爲夏汗衫、曝絳爲表袴、東絳爲襪、染絳爲履裏、而今諸司史生皆以白縑爲汗衫、白絹爲表袴、白綾爲襪、菟褐爲履裏。其婦女則下至侍婢裳非齊統不

服、衣非越綾不裁、染紅袖者費其萬錢之價、禱練衣者裂於一砧之間、自餘奢靡不能具陳。

略中

延喜十四年四月廿八日

從四位上行式部大輔臣三善清行上封事

〔大鏡五太政大臣伊尹〕太政大臣伊尹のおと略中御門融圓の御おち、東宮山花おほちにて攝政させ給へば、世中はわが御心にかなはぬ事なく、くわざことのほかにこのませ給ひて、大饗せさせ給ふに、寢殿うら板のかべのすこしくろかりければ、俄に御らんじつけて、とかくみちの國がみをつぶどをさせ給へりけるが、なかく白くきよらに侍ける、おもひよるべき事かはな、御家は今世尊寺ぞかし、御ぞうの氏寺にてをかれたるを、かやうのついでには、たちいりて見給へれば、まだその紙のをされて侍ること、むかしにあへる心ちして、あはれに見給へれ、かくやうの御さかへを御らんじをきて、御年五十にだにたらで、うせ給へるあたらしさは、ち、大臣師輔○藤原にものをとらせ給はずとこそ、よ人おしみたてまつりしか。

〔小右記〕寛仁二年六月廿日辛亥土御門殿道長第原寢殿以一間始自南底至北底之間也、簾子高欄相如、配諸受領不論舊撰勘事、令營云々未聞之事也、造作過差萬倍往跡、又伊豫守賴光、家中雜具皆悉獻之、厨子、屏風、唐櫛筍具、韓櫛、銀器鋪設、管絃、真劍、其外物不可記盡、厨子納種々物、辛櫛等納夏冬御裝束件、唐櫛筍等具皆有二具、又有枕筍等、屏風二十帖、几帳二十基云々、希有之希有事也。

〔太平記十二〕千種殿并文觀僧正奢侈事附解脫上人事

千種頭中將忠顯朝臣ハ略中大國三箇國闕所數十箇所被拜領タリシカバ、朝恩身ニ餘リ、其侈リ目ヲ驚セリ、其重恩ヲ與ヘタル家人共ニ、毎日ノ巡酒ヲ振舞セケルニ、堂上ニ袖ヲ連ヌル諸大夫侍三百人ニ餘レリ、其酒肉珍饈ノ費ヘ、一度ニ萬錢モ尙不可足、又數十間ノ廐ヲ作雙ベテ、肉ニ餘